

### Ⅲ 介護サービスの質的向上

- (1) 介護サービスについては、量的な整備とともに、その質の向上を図る必要があります。介護サービスに携わる人材の養成や就業後の質的向上のための研修体制の整備が重要な課題となります。
- (2) 施設サービスについては、これまでの集団処遇的なサービス提供のあり方を見直し、入所者の意志及び人格を尊重しながらその自立を支援します。  
また、特別養護老人ホーム等については、できる限り在宅に近い居住環境を整備することが必要であり、家庭に近い居住環境の下で一人ひとりの生活のリズムを大切にケアを提供するためのユニット型施設の整備の促進を図ることが必要です。
- (3) 介護保険制度の円滑な運営のためには、制度の要である介護支援専門員(ケアマネージャー)の資質の向上に取り組むことが必要ですので、地域包括支援センターが中心となり、ケアマネージャーの支援体制の整備を図ります。

### Ⅳ 介護予防及び疾病予防の推進

- (1) 高齢者が健康で生き生きとした生活を送ることができるよう支援していくことは極めて重要です。そのため、高齢者が要介護状態になったり要介護状態が悪化したりしないようにする「介護予防」の取り組みが必要です。  
具体的には、要支援・要介護になる前段階の者を対象に行う地域支援事業、軽度者を対象に行う新予防給付、医療保険者による保健事業、地域リハビリテーション対策及び地域住民等の自主的な活動として実施するものなどのサービスが連続性・一貫性をもって提供されるよう、保健・福祉・医療の各種サービスを提供する機関や担当部局が連携し、利用者の立場に立ったサービス提供体制を確保することができるような事業展開を図ります。
- (2) 疾病予防対策として、高齢者が疾病や要介護状態に陥る危険要因（疾病などの医学的要因とともに、閉じこもりなどの社会的要因も含む。）について情報の把握や評価を行った上で、個々の高齢者に対する個別健康教育を実施します。
  - ・ 基本健康診査については、受診率の向上を目指すほか、事後指導の充実を図り、健診データの時系列的把握に努めるとともに、職域保健との連携や、介護予防に関する検診との一体的な実施を図るなど生涯を通じた健康づくりや健康管理体制づくりに取り組みます。
  - ・ 「のしろ健康21」に掲げた目標などを視野に入れ、整合性を図りながら体制づくりを行っていきます。
- (3) 認知症高齢者支援（認知症ケア）対策の推進
  - ・ 認知症高齢者が尊厳を保ちながら穏やかな生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるようにするために、住民すべてが認知症について理解し、地域全体で認知症高齢者の生活を支えていくことが必要